

「山口市安心快適住まいる商品券」取扱店要領

1. 目的

市民が安心して快適に長く住み続けられる住宅環境の向上と、個人消費促進による市内経済の活性化を目的に、市民の皆さんが市内施工業者を利用して行う住宅リフォーム工事に対して、かかった費用の一部を市内取扱店で使用できる商品券として交付しております。

2. 商品券の内容

- 商品券名 山口市安心快適住まいる商品券
- 交付総額 1億5,000万円
- 交付内容 紙商品券で受取の場合、助成対象工事金額の10%（上限15万円）
デジタル商品券で受取の場合、助成対象工事金額の15%（上限20万円）
- 取扱期間 令和5年7月1日～令和6年9月30日
- 使用期限 紙商品券、デジタル商品券ともに発行日（反映日）から6か月間
※最終有効期限は令和6年9月30日です

3. 取扱店

(1) 市内に店舗を有する事業所

施工業者の登録は禁止します（ただし、同一事業体の中で、その他の業種で個人消費に寄与する事業を営んでいる場合で、店舗が独立しているなど商品券を利用する上で区分が明確な場合はその店舗に限り登録可）。

(2) 紙商品券とデジタル商品券の両方の取り扱いが可能な事業所

但し、次の①～④に該当する事業者を除いたもの

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行っている事業者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ③『商品券の利用対象とならないもの』に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- ④役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

(3) 登録料 無 料

(4) 登録方法 「山口市安心快適住まいる商品券取扱店登録フォーム」より申請 ※山口市内の店舗ごとに登録申込みが必要

(5) 換金手数料 無 料

(6) その他

- ①取扱店にはステッカー等、取扱店販促ツールを配布します。
- ②払い戻し（返品・返金）には応じないこと。
- ③つり銭には応じないこと

4. 紙商品券の換金方法

- (1) 換金期間 令和5年8月10日(木)～令和6年12月25日(水)
- (2) 換金場所 事前に指定された換金場所で現金と引き換えです。
- (3) 換金日 毎月10日・25日(土日祝の場合は翌営業日) 受付時間：10:00～17:00
- (4) 換金手順 換金日の3営業日前(土日祝を除く3日前)までに、事前に指定された換金場所へ換金依頼書をFAXし、換金日に印鑑をご持参の上、お越してください。
商品券の裏面に、店名を記入又は押印の上、ご持参ください。
使用済の商品券の換金期間は、商品券表面に記載してある有効期限後2ヶ月以内とさせていただきます。

注) 最終換金日以降は換金不可となりますので、ご注意ください。

注) 商品券の裏面に店名を記入または押印されていない場合は換金できません。

注) 商品券の裏面に取扱店以外の店舗名が記載されている場合は換金できません。

5. デジタル商品券の換金方法

デジタル商品券に関しては、換金作業は不要です。申込時に登録した口座へ選択頂いた入金サイクルに応じて、売上金を入金いたします。

アカウント情報は、申込時にご登録いただいたメールアドレス宛に送信いたします。

操作方法等のマニュアルを、書類送付先へご郵送いたします。

山口市安心快適住まいる助成事業商品券利用可能期間は決済手数料はかかりません。

6. 商品券の利用対象とならないもの

本商品券は以下のものに利用できません。

- (1) 出資や債務の支払い(税金、保険料、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等)
- (2) 国・地方公共団体への支払い(粗大ごみ処理券、国民健康保険料等)
- (3) 商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、店舗が独自で発行する商品券等)、旅行券、乗車券、切手、切手付ハガキ、印紙、プリペイドカード、回数券、貴金属、有価証券、金券等の換金性の高いものの購入
- (4) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (5) 事業活動に伴って私用する原材料、機器及び仕入れ商品等の購入並びに自社商品の購入
- (6) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産や資産性の高いもの(自動車等)に関わる支払い
- (7) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に該当する営業に係る支払い
- (9) 特定の宗教・政治団体に関わるものや公序良俗に反するもの
- (10) 商品券の交換または売買
- (11) その他、この商品券の発行趣旨にそぐわないもの。また、山口市が指定するもの

7. 禁止行為

次に掲げるような不適切な行為を行ったと認定した場合には、取扱店登録を解除するとともに、既に交付済みの金銭がある場合は、賠償を伴う返金請求等の求めに応じること。

- (1) 商品券及び関係書類を、偽造、模造及び加工すること。
- (2) 事業決済資金（買掛金、未払金等）としての流用や出資。
- (3) 商品券を購入した者が自社商品の購買に商品券を活用すること。
- (4) 商品券の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、消費喚起の趣旨に反する行為。
- (5) 商品券を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いること。